

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	笛水 (椎屋、後平、竹元、崎山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月25日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当地区は、全域に山林が広がっており、山間部に田畑が点在している。 ・山間部の条件の悪い農地を中心に耕作放棄地がみられる。 ・笛水より、他の地区のほうが農地の条件が良いため、耕作者の流出を招いている。 ・農地が必要なのは和牛繁殖と露地園芸で、笛水には農地を必要としないプロイラー農家も多い。 <p>【人口減少・高齢化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の貸付け等の意向はかなり多いが、地区内に規模拡大意向がある農業者はほとんどいない。 ・地区内に後継者がほとんどおらず、農地を託す先もないため、耕作放棄地の増加が懸念される。 ・農地の保全のためには新たな農地の受け手の確保が必要である。 <p>【鳥獣被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害が多く、また、山間部においては日照条件が悪く、作物の収穫量が見込めないため、耕作意欲の低下に繋がっている。 ・作物を選ばないと、イノシシの食害を受ける。 ・タマネギ等が、サルによる被害を受ける。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米、飼料用米)を主要作物としつつ、園芸作物(きゅうり、甘藷、さといも、ごぼう、花卉、くり)や飼料作物(牧草)等の団地化を形成する。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	194.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	194.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・担い手が営農の継続が困難になった場合は、農地中間管理機構を通じて、別の担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・元々の圃場の区画が狭いため、基盤整備を行うと農道が広くなる分、圃場がさらに狭くなるため取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・近隣自治体の大型法人(S農園、M園芸(ゴボウ、枝豆)等)の受け入れ拡大を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる作業は委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・被害状況を把握し、侵入防止柵や檻の設置等を検討して、被害防止対策に取り組む。